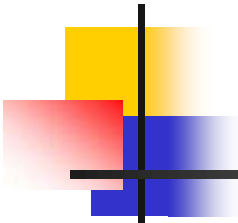


# 金融庁の改革と 新しい検査・監督

---

金融庁  
総合政策局長  
佐々木清隆

金融監査協会講演(2018.11)



*Question;*

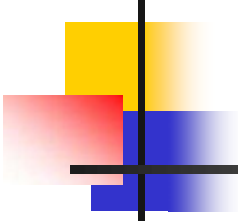
*以下は何の数字でしょう？*

---

**Q1: 98、08、18**

**Q2: 20 → 3**

**Q3: 400 → 1600**

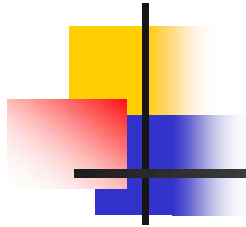


# アジェンダ

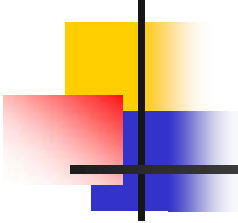
---

## 1. 金融庁の改革

## 2. 新しい検査・監督



# ***1. 金融庁の改革***



# 金融庁の使命

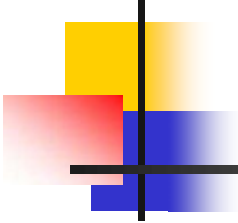
---

## **Mission:**

- 企業及び経済の持続的成長
- 安定的な資産形成等による国民の厚生増大

## **Vision:**

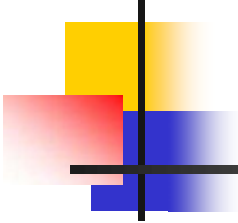
1. 金融システムの安定/金融仲介機能の発揮
2. 利用者保護/利用者利便
3. 市場の公正性・透明性/市場の活力



# 金融庁の歴史

---

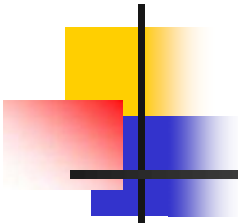
- 1998年金融監督庁設立：大蔵省からの分離
- 2001年金融庁への改組
  - 不良債権問題等への対応
  - 厳格な資産査定等の検査・監督
  - 「金融処分庁」の時代



# 金融育成庁への変化

---

- 不良債権問題の収束(2000年代半ば)
- 金融行政の課題の変化
  - 金融仲介機能の一層の発揮;特に地域金融機関
  - 家計の安定的な資産形成の促進
  - FinTech等技術革新に対応する制度設計等

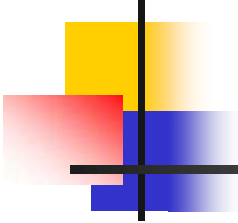


# 金融庁の改革: 金融行政方針(2017.11)

---

1. 業務(機能)改革: 検査監督プロセス等
2. 組織及びガバナンス改革
3. 人事及び風土(culture)改革
4. ICT (Information Communication Technology): RegTech

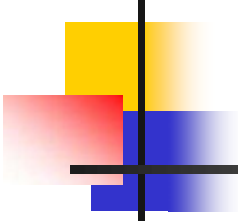
上記の四位一体改革



# 業務改革

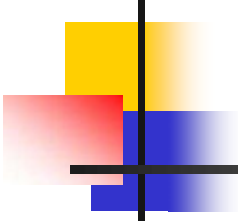
---

- 金融行政の戦略立案機能・総合調整機能の強化：総合政策局の新設
- FinTech等イノベーションへの対応：企画市場局（総務企画局の改組）
- 金融機関等に対するオンサイト・オフサイトモニタリングの一体化（検査局と監督局の統合）



# 検査監督の見直し: 「検査監督基本方針」(2018.6)

- 形式・ミニмумスタンダード→実質・ベストプラクティス
- 過去→未来
- 部分→全体
- ルールとプリンシプルのバランス
- 「悪しき裁量行政」に陥らないための外部の視点・批判を反映する仕組みの整備: 外部コンサル等によるレビュー

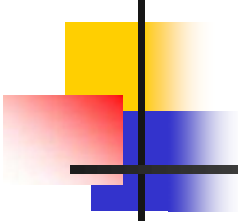


# 組織・ガバナンス改革: 「当面のガバナンス基本方針」(2018.7)

---

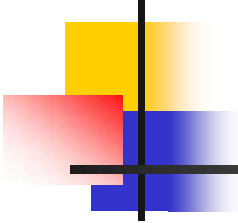
外部からの意見や批判等を的確に金融行政に反映させる仕組み

- 金融行政運営の検討プロセスへの民間有識者の参画: 政策評価有識者会議等
- 行政運営の質を高めるための外部の目線の導入: 専門家による外部評価・検証等
- 関係者との建設的な対話を可能とするための積極的な情報発信



# 人事・組織文化(*culture*)改革: 「当面の人事基本方針」(2018.7)

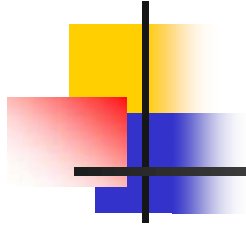
- 真に「国民のため、国益のため」に働く組織という行動の定着:「金融庁職員の心構え」の策定、人事評価への反映、
- 新たな行政課題への的確な対応を可能とするリーダーシップ:リーダーに求められる能力(**Agenda setting**等)の明確化(**competency**の策定)、採用区分、年次にとらわれない能力主義の徹底



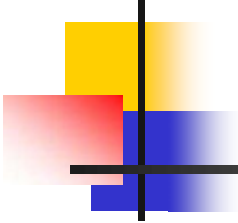
# ***ICT改革: RegTech***

---

- **業務改革に対応した金融庁のICT; 特に金融モニタリング**
- **金融界のFinTechに対応した金融庁のICT: FinTech, AI, blockchain**
- **政府全体でのデジタル・ガバメント計画(2018.1): 各省庁におけるITガバナンスの構築とデジタル化中長期計画の(2018.6)**

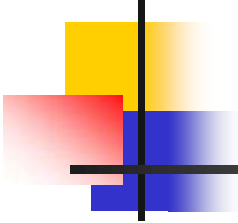


## **2. 新しい検査・監督: 「検査・監督基本方針」を踏まえた 対応**



# 「形式・過去・部分」から 「実質・未来・全体」へ: 3手法

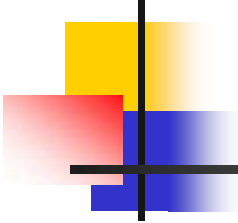
1. 最低基準検証: 但し、根本原因分析、ガバナンス・内部管理態勢の全体的な実効性、法令との趣旨・目的に遡った対応
2. 動的な監督: 将来最低基準に抵触する蓋然性を踏まえた未然予防、ストレステストの活用、改善に向けた双方向の対話
3. ベストプラクティスのための「見える化と探究型対話」: 金融機関の創意工夫



# 金融庁の態勢整備

---

- 金融庁のガバナンス
- 検査・監督の品質管理
  - 金融庁内部での管理
  - 外部有識者による検証等

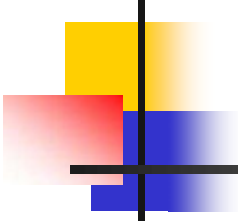


# 検査・監督の方針の示し方

---

検査マニュアルの廃止(2019年4月以降)に向け  
新たに

- 分野別の「考え方と進め方」: 健全性政策(6月)  
コンプライアンス・リスク管理(7月)
- ディスカッション・ペーパー
- プリンシプル
- 事例の公表
- 適時の意見発信・注意喚起: 金融行政方針、業界との意見交換等



# コンプライアンス・リスク 管理基本方針(2018. 7)

---

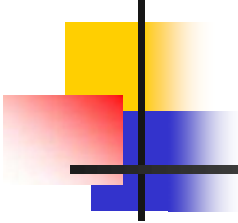
(従来)

- 銀行法等の業法の遵守、形式的、事後チェック、局所的・部分的(コンプライアンス部門の仕事)

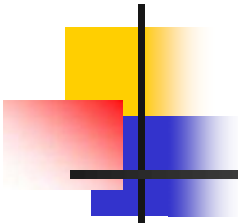
(今後)

- 業法に限らない「世間の常識」、未然予防、ビジネスモデル・経営戦略と一体のリスク管理の一環

# AML/CFTに関するレポート (2018.8)

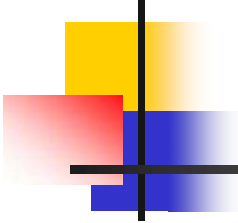


- 基本的にルールベース：犯収法等
- 他方、リスクベース・アプローチ：ビジネスモデル、商品、顧客等に対応
- 経営の問題としての経営陣の関与の必要性
- **1<sup>st</sup> line of defenseの重要性(2<sup>nd</sup>/3<sup>rd</sup> line of defenseに加え)：特にKYC等**
- **ITシステムの重要性：RegTech**



# 仮想通貨交換業者に関するモニタリング中間とりまとめ(2018.8)

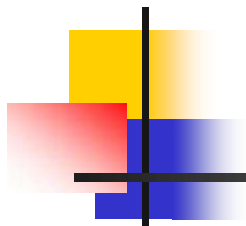
- 登録制の導入(資金決済法)(2017.4)
- 登録業者16社
- みなし登録業者:16社→3社
- 無登録業者
- 新規申請:160社以上
- 最低基準検証の必要性:AML/CFT、システムリスク管理、分別管理等内部管理、ガバナンス



# 組織・人材・情報インフラ等

---

- 組織改革：監督局（業態別のオン・オフ一体モニタリング）、総合政策局（プルーデンス、コンダクトのテーマ別モニタリング）
- 人材育成：人事・組織文化改革（既述）
- 情報インフラ整備：RegTech
- 日銀との連携
- 内外一体での対応



ありがとうございました



# 変革期における 金融サービスの 向上にむけて

金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)

平成30年9月 金融庁

# 変革期における金融サービスの向上にむけて

## 金融を取り巻く環境変化

- ・ デジタライゼーションの加速
- ・ 人口減少・高齢化の進展
- ・ 低金利環境の長期化

## 金融サービスの向上に向けた 「金融育成庁」としての 7つの取組み

## 金融行政の目的

- ・ 安定的な資産形成
- ・ 企業・経済の持続的成長  
を通じた国民の厚生の増大

1. デジタライゼーションの加速的な進展への対応 ～金融デジタライゼーション戦略～
2. 家計の安定的な資産形成の推進
3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 ～経営者の役割とガバナンス～
5. 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
6. 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
7. 金融当局・金融行政運営の改革

本事務年度は、PDCAを明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体として策定

# 1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(1)

## ～金融デジタイゼーション戦略～

- **生活面**ではあらゆるモノ・コトがデジタル情報化し、**ビジネス面**では金融だけでなく生産・流通・販売に至るまで、さらに**行政**においても**隅々までデジタルが適用されるデジタイゼーション**が加速

- ITを活かし、決済等の金融サービスを切り出し(アンバンドリング)、eコマース等の業務と部分的に組み合わせる(リバンドリング)など、**新しいプレイヤーが金融分野に進出**
- 情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、**情報の利活用が進展 → ビジネスが革新的に変わる可能性**

 **新しいプレイヤー**による**イノベーションの進展**が進みやすい環境を整備していく必要  
同時に、**既存の金融機関**も、**新しいプレイヤーとの協働・連携**や**競争**を通じて、**ビジネスモデル変革**による**利用者利便の向上**が求められている

### 【金融デジタイゼーション戦略の11の施策】

情報をより使いやすく

#### 1. 情報の蓄積と利活用

利用者や金融機関等の多様なプレイヤーが情報を利活用しやすくなるよう、①**情報連携のための環境整備**(決済高度化・オープンAPIの推進)、②**制度面での検討**(機能別・横断的法制において検討)を行うとともに、③**金融機関とITの戦略的活用・ITガバナンスについて対話**を実施

#### 2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護

**本人確認のデジタル化の推進**のほか、情報の利活用の際の匿名性の確保、顧客情報の信頼性確保を含む個人情報の保護や、ブロックチェーン等、新しい技術を活用した顧客保護に向けた取組みを推進

#### 3. デジタイゼーションに対応する情報・金融リテラシー

どのような金融サービスが利用できるか、また、自らの個人情報等が金融を含む商品・サービスの勧誘にどのように利活用されるかといった**情報・金融リテラシーの向上**を推進

# 1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(2) ～金融デジタイゼーション戦略～

## 官民のインフラの デジタル化

### 4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化

利用者の利便性向上や企業の生産性向上、キャッシュレス化に向けたインフラ整備として①**企業の財務・決済プロセスの高度化**や、②**証券分野におけるブロックチェーン技術の活用**等の推進

### 5. 金融行政のデジタル化

①金融機関のシステム対応コストを低減しつつ、当局によるリアルタイムな実態把握を可能にする**官民双方にメリットのあるRegTechエコシステムを将来的に構築**するための検討、②EDINETのオープンAPI化による開示情報の提供等を実施

## 新しいビジネス への挑戦を支援

### 6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進

①「**FinTech Innovation Hub**」を立ち上げ「**100社ヒアリング**」を実施することにより情報を収集するとともに、②**FinTech実証実験ハブ**や③**FinTechサポートデスク**等の様々なサンドボックスの活用を促進

### 7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進

**オープンAPIの推進**等により、金融機関とフィンテック企業の連携を推進

## デジタイゼーションに向けた 基盤の整備

### 8. 国際的なネットワーク

①海外当局との**フィンテック推進協力枠組みの構築**、②**フィンテック・サミットの開催**に取り組むとともに、③**仮想通貨(暗号資産)の国際的なルール形成に貢献**

### 9. デジタイゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進

①ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる**国際的な共同研究の実施**、②「**FinTech Innovation Hub**」における**要素技術等に係るヒアリングの実施**

### 10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応

**新たな実効性あるサイバーリスクへの対応策を金融機関に促し、サイバーセキュリティの国際連携を推進**するとともに、デジタイゼーションに伴って生じる金融システムの新たなリスクに対応

### 11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制

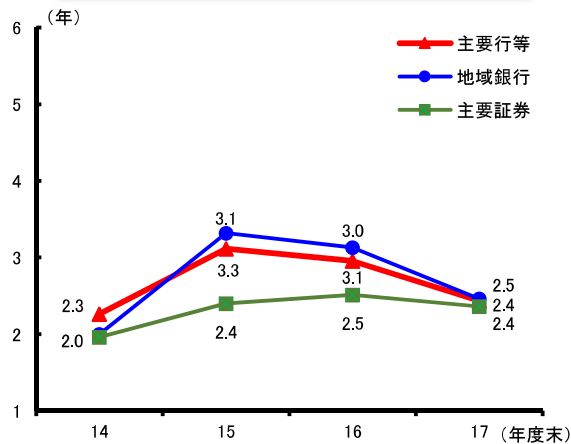
フィンテック等の技術革新の動向や金融サービスのトレンドの方向性も視野に入れつつ、**金融規制体系をより機能別・横断的なものにしていくことについて検討**

## 2. 家計の安定的な資産形成の推進(1)

### (1) 顧客本位の業務運営の確立と定着

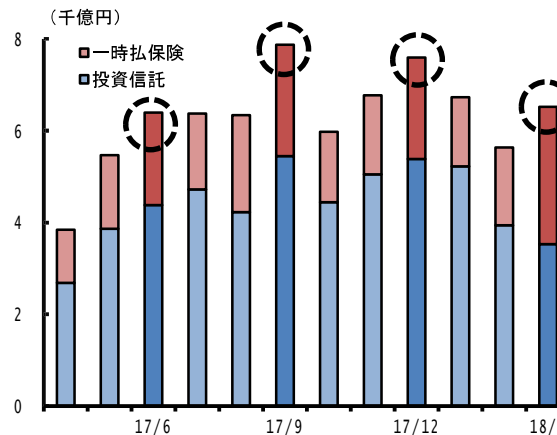
- 投資信託等の販売会社においては、**投資信託の平均保有期間が短期化**。営業現場では**期末の収益目標を意識したプッシュ型営業**の可能性
- 金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用を行う全ての金融機関における顧客本位の業務運営の浸透・定着に向け、**金融機関の取組みの「見える化」**の促進が課題

投資信託の平均保有期間の推移



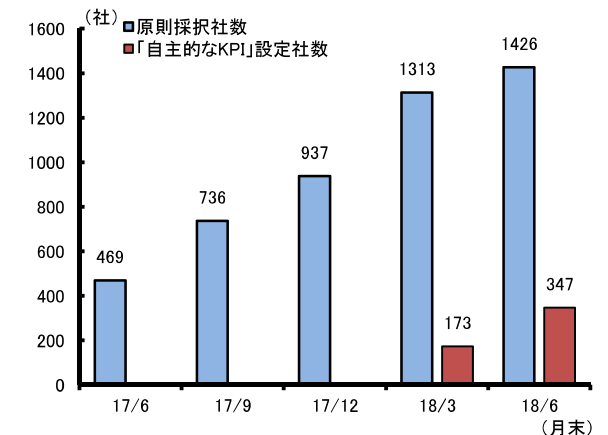
(注1) 主要行等9行、地域銀行20行、主要証券7社を集計  
 (注2) 自行販売、仲介販売の合算ベース  
 (注3) 平均保有期間は、(前年度末残高＋年度末残高)÷2  
 ÷(年間の解約額＋償還額)で算出  
 (資料) 金融庁

リスク性商品の販売額の月次推移



(注1) 主要行等9行及び地域銀行20行を集計  
 (注2) 17年4月から18年3月までの12か月間の、一時払保険及び投資信託の合計販売額の推移  
 (資料) 金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択社数・「自主的なKPI」設定社数



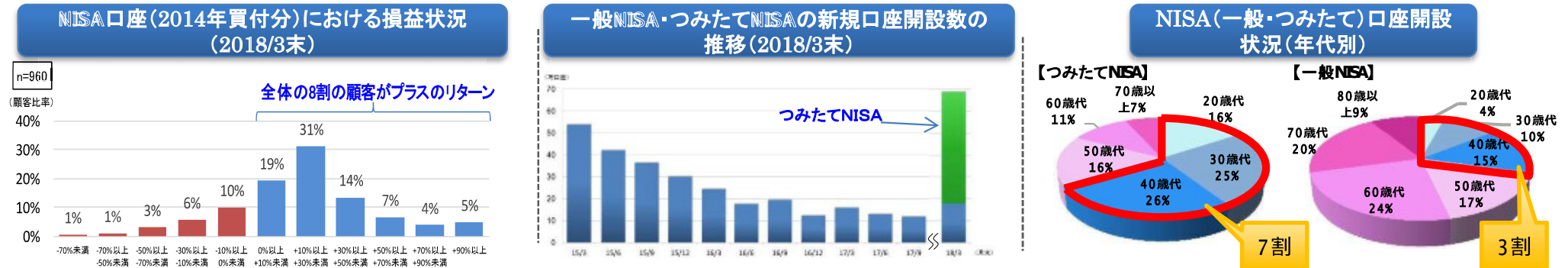
(注) 「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している金融事業者を集計  
 (資料) 金融庁

- 金融機関の**経営者**が、「顧客本位の業務運営に関する原則」を自らの理念としてどのように取り入れ、戦略を立て、その上で、**現場においてどのように実践しているか**、重点的に分析・検証
- **顧客アンケート調査**を通じ、金融機関の取組みが顧客に浸透し、金融機関の選択に活用されているかなどの実態を分析・確認
- 投資信託の販売会社において**比較可能な共通KPI**の普及・浸透を図るとともに、投資信託の類似商品である貯蓄性保険も含め、商品内容等のさらなる「見える化」を促進

## 2. 家計の安定的な資産形成の推進(2)

### (2) 長期・積立・分散投資の推進

- 2018年1月開始のつみたてNISAは、**20代～40代が口座開設者の約7割**であり、新たな投資家層の拡大に寄与。ただし、**認知度は40%程度**であり、利用は一部の層にとどまる現状。**制度面・普及面の双方**において、更なる取組みが課題



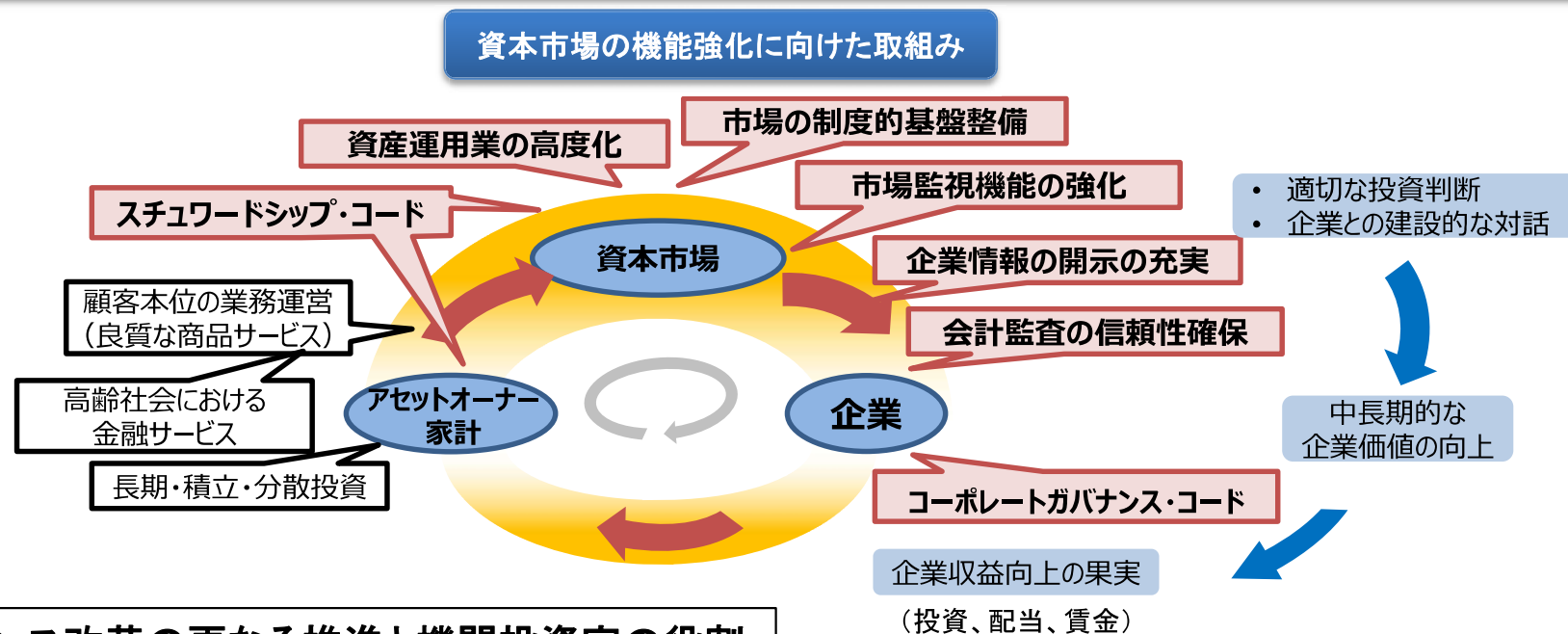
- 国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国ISAも参考としつつ、他省庁と連携し、具体的な検討を実施
- 金融リテラシーの向上のため、金融庁・財務局による**出張授業等を抜本的に拡充**し、教材・内容を充実

### (3) 高齢社会における金融サービスのあり方の検討

- **長寿化の進展**、これに伴う**退職世代等の保有する金融資産割合の増加**、資産構成の**現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み**、**ライフスタイルの多様化**、といった現状
- 長生きに備えながら、自身の状況に応じた資産の形成・取崩し・承継等を図っていく必要

- 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、以下の点を議論。顧客の状況やニーズを起点としたビジネスモデルへの転換や非金融分野との連携等、**金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則のとりまとめを実施**
  - ① 顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細やかな商品・サービスの提供の推進とそれを支える環境の整備
  - ② 多様な顧客が自身の状況に適した商品・サービスを選択できるよう、老後の収支や商品・サービスの「見える化」
  - ③ 個人資産や事業の円滑な承継のための金融サービスのあり方
  - ④ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)を踏まえた投資家保護のあり方

### 3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(1)



#### (1) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

「スチュワードシップ・コード」  
(2014年2月策定、2017年5月改訂)

「コーポレートガバナンス・コード」  
(2015年6月策定、2018年6月改訂)

- フォローアップ会議を開催し、**政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表**などを検証
- **企業と投資家の実効的な対話**や企業の取組みの**ベストプラクティスの公表**を行うなどを通じ、コーポレートガバナンス改革を更に推進

#### (2) 資産運用業の高度化

- 資産運用業の高度化は、資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で重要

- **業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化、投資運用人材の育成・確保**など、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、総合的な検討・取組みを推進
- 利益相反管理態勢や運用力の高度化につながるガバナンス機能の発揮状況などについて検証・対話。投資運用業者のより高度な業務運営態勢の確立を志向

### 3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(2)

#### (3) 企業情報の開示・会計監査

- 投資判断に必要な情報を十分かつ正確に、適時にわかりやすく提供する必要
- 監査法人のマネジメントの強化や会計監査に関する情報提供の更なる充実を行う必要



- 経営戦略やガバナンス情報(政策保有株式、役員報酬等)などの企業情報の開示の充実に向け、以下の取組みを実施
  - ✓ 内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定
  - ✓ ベストプラクティスの収集・公表
- 会計監査の信頼性確保のため、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方について検討

#### (4) 金融・資本市場の制度的基盤整備

- 金融・資本市場の機能・魅力向上に向けた必要な対応・検討を進める必要



- 社債市場をはじめとするクレジット市場について、リスクに見合った適正なリターンが確保されず、その機能が十分発揮されていないのではないかとといった観点を踏まえ、多様なプレーヤーが参加する厚みのある市場の形成・発展に向けた課題と対応策を整理・検討
- 取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、関係者への働きかけを強化。総合取引所の早期実現へ前進

#### (5) 市場監視機能の向上

- 市場のグローバル化やデジタル化の進展などの環境変化に的確に対応する必要



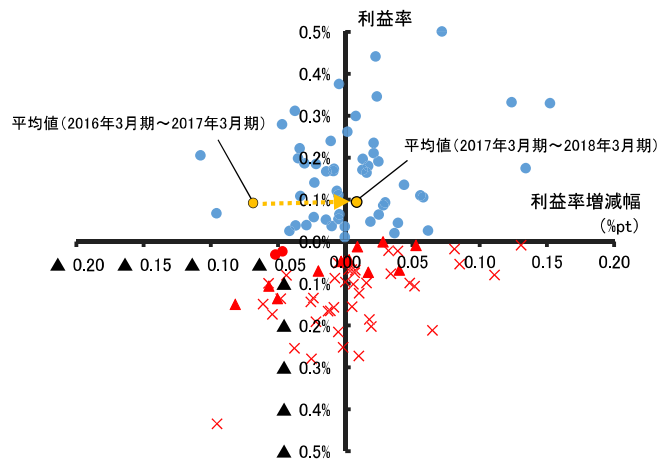
- 潜在的リスクに着目したマクロ的な視点に基づくタイムリーな市場監視を継続。現在の市場監視手法や着眼等の改善を実施
- 行政処分の勧告を行うだけでなく、関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信を実施
- AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入に向け検討

## 4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(1) ～経営者の役割とガバナンス～

### (1) 地域金融機関

- 地域銀行は、足元では役務取引等利益の増加によって本業利益率は下げ止まっているものの、**過半数の54行で本業利益(貸出・手数料ビジネス)が赤字**(うち52行が2期以上連続赤字)。連続赤字の地域銀行が年々増加。本業赤字をカバーしていた**公社債等の含み益は減少**
- ビジネスモデルの持続可能性や、有価証券運用のリスクテイク等に課題を抱える地域銀行をみると、**経営戦略等を着実に実施できる態勢の構築、リスクテイク領域・上限の設定やガバナンスの発揮**などが不十分な先が存在
- 金融仲介機能の発揮状況については、企業アンケート調査の結果や金融仲介機能のベンチマークによれば、**地域金融機関の顧客企業と向き合う意識・取組姿勢に一定の改善の兆し**

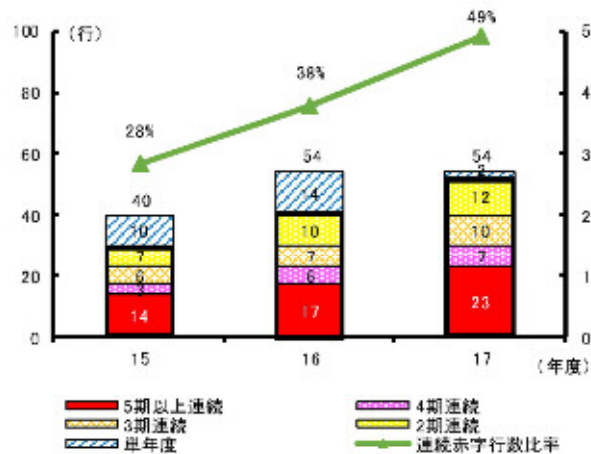
本業利益の利益率とその増減幅  
(2017年3月期～2018年3月期)



(注1) ●: 黒字 ●: 単年度赤字 ▲: 2期連続赤字 ×: 3期以上連続赤字  
(注2) ●は地域銀行106行の平均値  
(注3) 本業利益の利益率  
= (貸出残高 × 預貸金利回り差 + 役務取引等利益 - 営業経費) ÷ 預金(平残)

(資料) 金融庁

地域銀行の本業赤字の状況



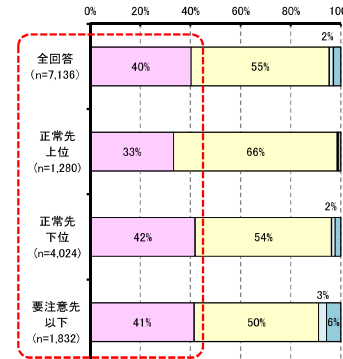
(注) 連続赤字行数比率は、地域銀行106行に占める本業利益が2期以上連続して赤字となっている銀行の比率

(資料) 金融庁

企業アンケート調査の結果・  
金融仲介機能のベンチマークの状況

金融機関による経営課題の把握・企業との対話について一定の改善の兆しが窺われる

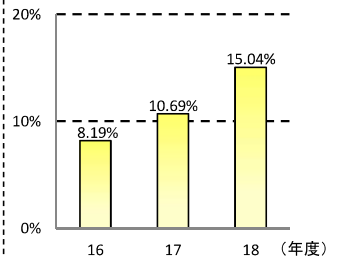
企業アンケート調査の結果  
(昨年と比べ、経営上の課題や悩みを良く聞いてくれるようになったか)



□1. 良く聞いてくれるようになった  
□2. 多少変わらない  
□3. 聞いてくれなくなった  
□4. 昨年同様、全く聞いてくれない

(資料) 金融庁 (注) メインバンクについて集計

全与信先に占める事業性評価に基づく融資を行っている与信先の割合  
(共通ベンチマーク5)



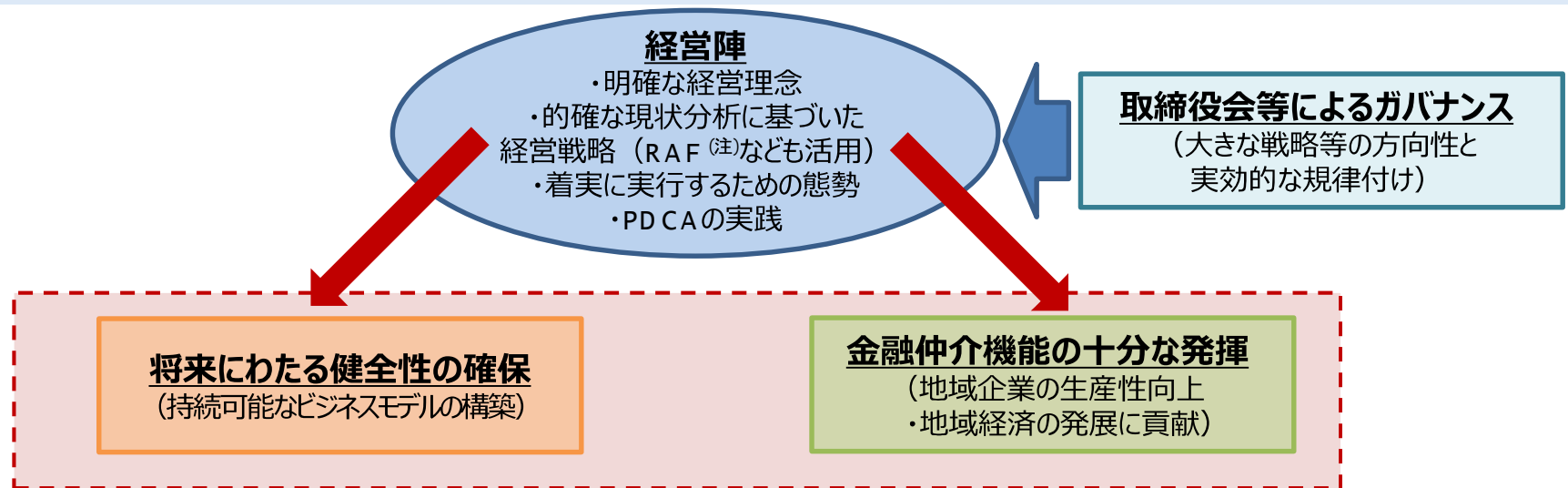
(注) 16/3期～18/3期の3期分全てにおいて計数の提出があった地域銀行91行の平均

(資料) 金融庁

## 4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(2) ～経営者の役割とガバナンス～

### (1) 地域金融機関

- 地域金融機関が、**安定した収益と将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮**することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、**経営陣による適切な経営戦略の策定・実行と取締役会等によるガバナンスの発揮**が重要。また、このような持続可能なビジネスモデルの構築にあたっては、**時間軸を意識して取り組む**ことが必要



(注) RAF: Risk Appetite Framework

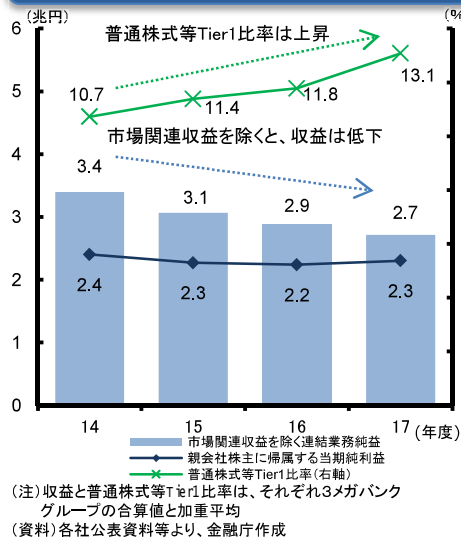
- 将来にわたる健全性が維持されるよう、**オン・オフ体のモニタリング**を実施。特に深刻な課題を抱える先については、**課題解決に向けた早急な対応を促進**。このため、**早期警戒制度を見直し**
- 金融庁の「**地域生産性向上支援チーム**」と各財務局とが**連携**し、地域企業及び関係者との関係構築・対話を通じ、**地域企業・経済の実態をきめ細かく把握**。それらを基にした地域金融機関の**経営トップを含む経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等**(以下「**経営陣等**」)や**営業現場の責任者との深度ある対話**を通じ、金融仲介機能の発揮を促進

## 4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(3) ～経営者の役割とガバナンス～

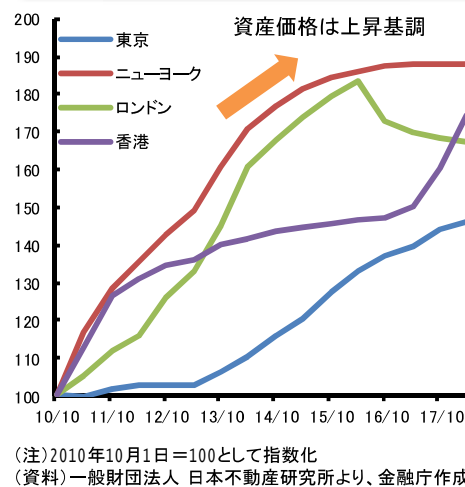
### (2) 大手銀行グループ

- 我が国の金融システムは総じて安定し頑健性を備えているものの、**収益力は低下傾向**
- 緩和的な金融環境の下、**リスク性資産価格の上昇**や**リスク選好の高まり**が見られ、グローバルに収益追求行動による**リスクが蓄積**
- 海外業務が拡大する中、新興国を含む**内外経済・市場環境の急激な変化への対応**や**安定的な外貨調達に向けた取組み**等が課題

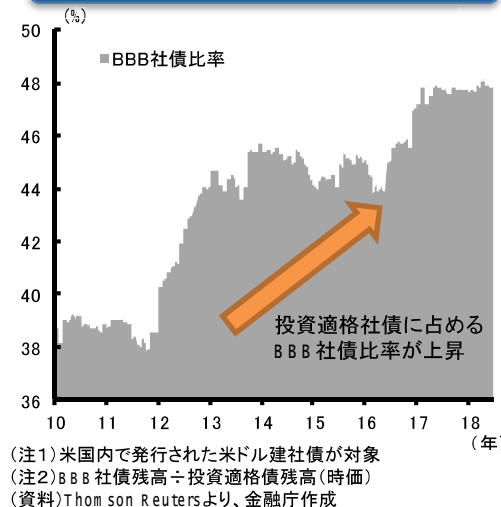
普通株式等Tier1比率と収益の推移



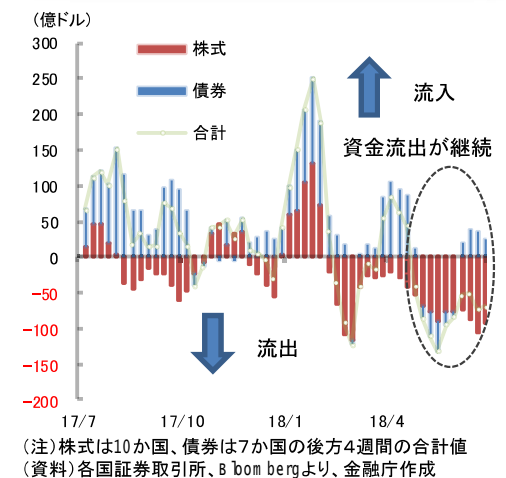
オフィス価格の動向



米国クレジット市場の動向



新興国市場への資金フロー



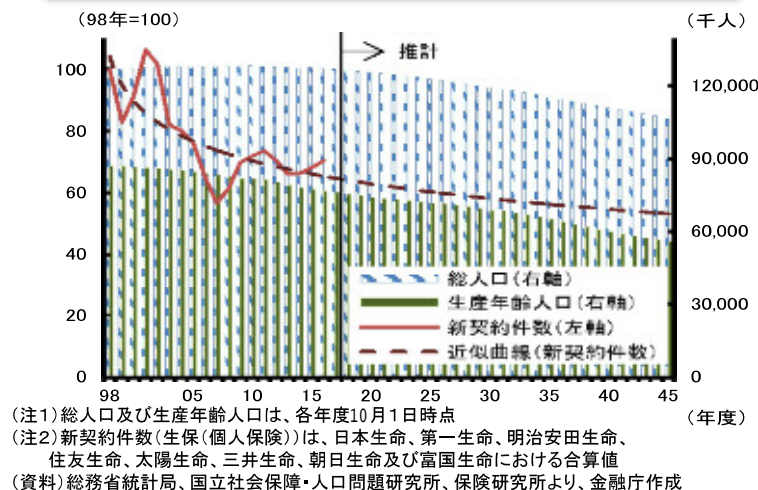
- **大手銀行7グループを対象とした水平的レビュー**を実施し、**リスク管理等に関するベストプラクティスの追求**に向けた取組みを促進
- マクロプルーデンス及びミクロプルーデンスの観点から、以下の課題への対処について対話を実施
  - ✓ デジタル化の進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化
  - ✓ グループ・グローバルベースの経営管理態勢の高度化や、RAFやストレステストを通じたリスク管理態勢の高度化
  - ✓ 融資規律の維持やクレジットサイクルの転換を見据えた適切な対応
  - ✓ 機動的なポートフォリオ運営の態勢整備、安定的な外貨調達と外貨流動性管理の高度化、政策保有株の着実な縮減

## 4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(4) ～経営者の役割とガバナンス～

### (3) 保険会社等

- 顧客が自らのニーズに適った選択を行うために、**保険商品の「見える化」**を含む環境整備が重要
- 低金利環境の継続等により収益環境が厳しさを増す中、内外経済・市場の変動や自然災害の激甚化、サイバー攻撃による被害等の新たな保険引受リスクの出現等、保険会社を取り巻くリスク変化が加速しており、これらに対応した**リスク管理態勢等の構築**が重要
- 国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタルイゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、**経営環境の変化に対応**していくことが重要

我が国の人口と新契約件数(生保(個人保険))の推移



自然災害による火災保険金の支払状況(国内)



- 貯蓄性保険(特に外貨建保険)の販売時における顧客への適切な情報提供に関するベストプラクティスの追求に向け、各社と対話
- リスク管理の高度化を促しつつ、経済価値ベースの資産負債評価の考え方を検査・監督に取り入れていくほか、自然災害等にかかる保険引受リスクや資産運用の管理態勢についてのモニタリングを高度化
- 経営環境の変化に対応した持続可能なビジネスモデルの構築、経営全般にわたるガバナンス機能について、各社の経営陣等と対話

## 4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(5) ～経営者の役割とガバナンス～

### (4) 証券会社

- 証券会社は収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい特性があるため、市況等に左右されにくい安定的な収益・財務基盤の構築が課題
  - グローバルな業務展開をしている証券会社については、将来を見据えた経営戦略の策定や機動的なリスク管理の実施が重要
  - こうした経営課題や経営戦略について、取締役会が経営に対する監督機能を有効に果たすなど、適切なガバナンス機能が発揮されることが重要
- **顧客本位の業務運営の確立・定着**に向けた営業現場における取組みや、その定着度合いを示すKPIの策定状況等についてモニタリング
  - **グローバルな業務展開を支える経営管理態勢の強化**や**海外業務の特性を踏まえたリスク管理態勢の強化**についてモニタリング
  - 証券会社を取巻く環境変化が激しい中であって、経営戦略の策定等にあたってガバナンス機能が適切に発揮されているか、経営陣等と深度ある対話を実施

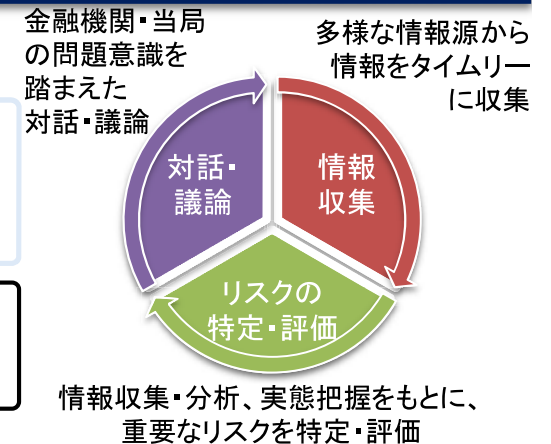
### (5) 外国金融機関

- 外国金融機関の日本拠点では、運用難の一部本邦金融機関への外貨運用商品の提供や、日系の金融機関に対するドル流動性の供給といった動きに加え、金融危機時に撤退したビジネスを再開させる動きがみられる。これに伴い、金融機関のリスク特性が将来に向かってどのように変化するかを予見し、より効果的なモニタリングに結び付けていくことが課題
  - G-SIBsの円滑な破綻処理のためのTLAC 国際規制が2019年から実施されることから、新たな破たん処理枠組みを踏まえた監督対応が重要
- 事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をとらえた上で、内部統制やガバナンスについてモニタリングを実施
  - 外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用
  - 海外当局との連携を深化することにより、日本で活動するG-SIBsについて危機時の当局及びG-SIBsの対応能力を強化

## 5. 顧客の信頼感・安心感の確保(1) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

### (1) コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

- 金融機関の不適切な行為が**その健全性に影響を及ぼしうる事例**や、コンプライアンスの問題が経営の重要問題と捉えられずに**局所的対応に留まる事例**が存在
  - 当局としても、金融機関のビジネスモデルを踏まえ**リスクとなりうる情報を前広に察知・分析**する必要
- 幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクの程度に応じたモニタリングを実施（個別金融機関で生じた問題が広がりをもって業態横断的に生じる可能性も考慮）



### (2) 内部監査

- 一部の金融機関の内部監査は、**経営への牽制機能を発揮**する観点から、さらなる高度化が必要
- 内部規程等の遵守状況を検証する準拠性監査を、内部統制の有効性の評価に重点を置いた監査等、**経営に資する監査へ転換**していくための対話を実施

### (3) 投資用不動産向け融資

- アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした**投資用不動産向け融資**については、①金融機関・悪質な持込不動産業者双方が関与した、入居率・賃料、顧客財産・収入状況の改ざん、②抱き合わせ販売といった、**顧客保護の観点から問題ある事例**が発生
  - 不動産価格が相対的に高額に設定され顧客が過大な債務を負うケースや、空室率の上昇・賃料の低下により顧客が返済不能となるケース、その結果金融機関において損失が発生するといった**信用リスク管理上の問題**が存在
- 投資用不動産向け融資に関して、**横断的アンケート調査**や**検査も活用**しつつ、以下を中心に**深度あるモニタリング**を実施
- ✓ 顧客の返済可能性を考慮した融資実行時の審査、持込不動産業者が提示した価格の検証や、空室率・賃料水準の推移の把握を前提とした期中管理をはじめとする融資審査・管理態勢
  - ✓ 顧客の不動産購入目的を踏まえた借入の合理性の検証や、賃料収入に関するリスクの説明等、顧客保護等管理態勢
  - ✓ 不当な抱き合わせ販売を防止する等の法令等遵守態勢

## 5. 顧客の信頼感・安心感の確保(2) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

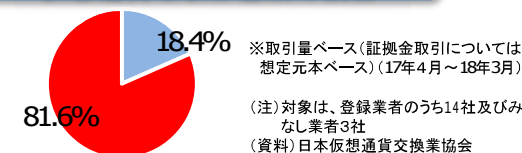
### (4) 仮想通貨(暗号資産)

- 仮想通貨(暗号資産)を取り巻く内外の環境の急速な変化 (例: 価格の乱高下、新たな取引(証拠金取引や資金調達(ICO)等)の登場など)
  - 顧客からの預り資産の外部流出事案等の発生
- ⇒ イノベーションに配慮しつつ、**利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化**を図っていくことが重要



- 検査等で把握した問題点(2018年8月中間とりまとめ)を踏まえて**厳正に登録審査・モニタリングを実施**
- 自主規制団体の認定申請に対する審査を実施するとともに、**自主規制機能の早期確立**を促進
- 日本が2019年G20議長国であることを踏まえ、**国際協調に向けた主導的な役割**を果たす
- 「仮想通貨交換業等に関する研究会」(2018年3月設置)において、**必要な制度的対応を検討**

### 仮想通貨交換業者における 仮想通貨取引形態別の割合



■ 現物取引 ■ 証拠金・信用・先物取引

### (5) 金融サービスの利便性向上

- 訪日外国人の利便性向上
- 障がい者等の利便性向上

### (7) 不正利用や金融トラブルへの対応

- インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応
- 振り込め詐欺等への対応
- 金融犯罪・無登録業者への対応
- 金融ADR制度の運用

### (6) 個人向け与信に関する取組み

- 銀行カードローン
- 信用情報機関の信用情報のあり方
- 多重債務問題への取組み

### (8) その他の重点施策

- 震災等自然災害への対応
- 業務の継続態勢の整備

## 6. 世界共通の課題の解決への貢献と当局間のネットワーク・協力の強化

### (1) 世界共通の課題の解決への貢献

#### (金融規制改革を含む国際的な議論への貢献)

- デジタライゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性にかかる課題が国内外に存在
- **2019年G20議長国**として、**世界共通課題の解決**に向けて議論を主導  
特に規制の影響評価、金融市場の分断回避、仮想通貨(暗号資産)のルール形成等の金融システム上の課題に加え、高齢化社会における金融包摂等の幅広い課題解決に取り組む

#### (持続可能な開発目標(SDGs (Sustainable Development Goals) の推進)

- 関係省庁とも協力し、TCFD提言に沿った開示に取り組む金融機関・企業をサポートする等、引き続き積極的にSDGsを推進  
(注)TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures):FSB(金融安定理事会)設立の気候関連財務情報開示タスクフォース

#### (マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応)

- 我が国が規制で先行する仮想通貨(暗号資産)に関し、G20やFATFの議論を引き続き主導。本邦金融機関のリスクベース・アプローチでの管理態勢について、モニタリングを通じて高度化を促進 (注)FATF(Financial Action Task Force):金融活動作業部会

### (2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- **各国との協力枠組み**は**両国の経済・金融の発展と安定に資する**ことが重要
- **具体的な取組み**(日米経済対話、日EU金融規制・監督協力枠組み、日中金融協力、ミャンマー支援計画等)を今後更に推進  
特に、アジア新興国等への技術協力については、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて制度整備等に貢献。GLOPAC(グローバル金融連携センター)については研修や卒業生とのネットワークをさらに充実。これらの取組みを通じて相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化

ミャンマー保険セクター支援計画のミャンマー当局への手交  
(2018年6月)



## 7. 金融当局・金融行政運営の改革

### (1) 金融庁の改革

- 金融行政の質を不断に向上させていくため、金融庁が、職員にとってやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要
- 以下のような取組みを通じ、若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化を実施
  - ✓ 上司が部下にきめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備（**業務単位の少人数グループ化**）
  - ✓ 外部有識者等を交えた、職員による自主的な政策提案の枠組みの設置（**政策オープンラボ**）
- 組織文化（カルチャー）及びガバナンスの改革の進捗状況について、職員の満足度を含め定期的に検証・公表し、更なる改善を実現

### (2) 検査・監督のあり方の見直し

- 「検査・監督基本方針」（2018年6月公表）を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する必要

